

インターネットでの情報提供資料
平成24年6月1日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：寺嶋 (市民税係/普通徴収) 係長：水上、係：鈴木 (法人市民税係/特別徴収) 係長：伊藤、係：大江
連絡先	81-4111 (内線) 344、348

平成24年度市・県民税の納税通知書の発送について

- 市・県民税は、毎年1月1日現在で、大垣市内に住所がある人や、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人に対して課される市税です。
- また、本市の一般会計歳入予算(平成24年度当初予算：550億4,000万円)の46.0%を占める市税(平成24年度当初予算：253億4,000万円)のうち、個人市民税は32.3%に当たり、市の大変重要な財源となっています。
- このたび、地方税法第24条、第41条及び第294条並びに大垣市税条例第16条の規定に基づき、平成24年度市・県民税(普通徴収分)を賦課し、平成24年6月7日に納税通知書を発送します。
- また、地方税法第41条、第321条の7の2、第321条の7の4、第321条の7の5及び第321条の7の8並びに大垣市税条例第32条の6、第32条の7及び第32条の9の規定に基づき、平成24年度市・県民税(公的年金からの特別徴収分)を賦課し、同日に納税通知書を発送します。
- 普通徴収の納期限は、第1期が平成24年7月2日、第2期が8月31日、第3期が10月31日、第4期が平成25年1月31日です。また、公的年金からの特別徴収は、年6回の特別徴収対象年金の支給の際に徴収されます。
- なお、給与からの特別徴収の方については、6月から給与の支払いの際に徴収されますが、5月18日に特別徴収義務者(給与支払者)に特別徴収の決定通知書を発送しています。

1. 平成24年度 市・県民税

(1) 当初納税義務者数

77,258人(前年度比0.43%増)

(2) 当初課税額

14,031,735,400円 (前年度比6.76%増)

①市民税分

平成24年度(当初)	平成23年度(当初)	前年度比増減
8,419,825,600円	7,933,016,300円	486,809,300円 (6.14%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(26,284人) 2,400,213,920円	・普通徴収(26,022人) 2,285,826,640円	・普通徴収(262人) 114,387,280円 (5.00%)
・年金特徴(10,509人) 366,520,200円	・年金特徴(10,365人) 367,071,100円	・年金特徴(144人) △550,900円 (△0.15%)
・給与特徴(44,662人) 5,653,091,480円	・給与特徴(44,326人) 5,280,118,560円	・給与特徴(336人) 372,972,920円 (7.06%)

②県民税分

平成24年度(当初)	平成23年度(当初)	前年度比増減
5,611,909,800円	5,210,492,200円	401,417,600円 (7.70%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(26,284人) 1,599,811,380円	・普通徴収(26,022人) 1,495,187,560円	・普通徴収(262人) 104,623,820円 (7.00%)
・年金特徴(10,509人) 240,657,000円	・年金特徴(10,365人) 241,066,400円	・年金特徴(144人) △409,400円 (△0.17%)
・給与特徴(44,662人) 3,771,441,420円	・給与特徴(44,326人) 3,474,238,240円	・給与特徴(336人) 297,203,180円 (8.55%)

③合計

平成24年度(当初)	平成23年度(当初)	前年度比増減
14,031,735,400円	13,143,508,500円	888,226,900円 (6.76%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(26,284人) 4,000,025,300円	・普通徴収(26,022人) 3,781,014,200円	・普通徴収(262人) 219,011,100円 (5.79%)
・年金特徴(10,509人) 607,177,200円	・年金特徴(10,365人) 608,137,500円	・年金特徴(144人) △960,300円 (△0.16%)
・給与特徴(44,662人) 9,424,532,900円	・給与特徴(44,326人) 8,754,356,800円	・給与特徴(336人) 670,176,100円 (7.66%)

(3) 納期(普通徴収)及び徴収月(年金特徴・給与特徴)

①普通徴収(納期)

第1期	平成24年 6月1日～平成24年 7月 2日
第2期	平成24年 8月1日～平成24年 8月31日
第3期	平成24年10月1日～平成24年10月31日
第4期	平成25年 1月1日～平成25年 1月31日

②年金特徴(徴収月)

○平成23年度に続いて年金特徴を継続の方

特別徴収(年金支給月)					
仮徴収			本徴収		
平成24年					25年
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○平成24年度に年金特徴を開始する方

普通徴収		特別徴収(年金支給月)			
平成24年					25年
第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月	

③給与特徴（徴収月）

平成24年6月から25年5月まで、毎月の給与支払の際に徴収します。

2. 参考（市・県民税の概要）

（1）納税義務者

- ①市内に住所を有する個人（所得割・均等割）
- ②市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

（2）賦課期日

毎年1月1日

（3）税 率

①所得割

- 総合課税分：市民税6% 県民税4%
- 分離課税分：市民税3% 県民税2%（一般の長期譲渡所得）ほか

②均等割

- 市民税 3,000円
- 県民税 2,000円（注）

（注）平成24～28年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税（1,000円）」を含む。

（4）市・県民税が非課税の人

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障がい者・未成年者・寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③均等割がかからない人
 - … 前年の合計所得金額が、「32万円×（本人＋控除対象配偶者及び扶養親族の人数）＋18.9万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は32万円以下の人。
- ④所得割がかからない人
 - … 前年の総所得金額等が、「35万円×（本人＋控除対象配偶者及び扶養親族の人数）＋32万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は35万円以下の人。